問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法			
1. 外資への	. 外資への諸規制・障壁(参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等)								
1	印刷機械	シンガポール シンガポール (ESG) 助成 制度の補助金 申請の厳格化	・シンガポールは現地印刷会社への設備投資補助金が少なくない。以前印刷会社は設備投資する際に、もし製造工程の効率化とデジタル化になれる場合、ESGというシンガポール政府の補助金を申請し、設備投資金額に対して補助金を取得することができたが、近年は厳しくなって、設備本体の投資金額はほとんど貰えなく、ソフトウェアの金額の最大80%しか貰えないケースが多い。それによって現地印刷会社の投資意欲が少なくなる。	継続	・ESG補助金について、設備投資の ハードウェアの補助金を大きくする。	• Enterprise Singapore			
2. 輸出入規	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
1	日機輸	輸入GSTの延 納不可	・2020年より輸入GSTの延納が不可となった為、輸入手続きに掛かる日数が 長くなってしまった。	継続	・GST延納可に戻して欲しい。				
2	医機連	非検査製品のネット販売流入	・シンガポールではコンタクトレンズの販売に関して有資格者(オプトメトリスト)の検査・対面販売が義務となっているが、昨今、検査を受けずに規制のない第三国(香港等)からの廉価販売がネット上で多々見受けられる。当地では正しい検査や説明を行っているため、その分販売価格に転嫁されている市場価格となっており、他国からの安易なネット通販での購入が進むと市場崩壊、検査未受診に繋がる危険を有している。	継続	・第三国からのコンタクトレンズの購入規制を法律上明記して頂けると、法的根拠を持って販売先に対して通知を行う事が可能になる。	• Advisory – Verifications of Contact Lens Prescriptions (For registered Optometrists) https:// www.healthprofessionals. gov.sg/oob/home/announcements/Index/advisory-verifications-of-contact-lens-prescriptions-(for-registered-optometrists)			
3. 経済安全	保障に起因する	5問題		-					
1	JEITA	輸出管理該非 判定情報取得 の煩雑	・シンガポールのSecurity Trade Controlのリスト品目の該非基準が、日米やヨーロッパと多少異なる。そのため、日本から非該当として輸出した品目であっても、シンガポールから輸出する際には該当となることがある(その逆のケースもある)。その結果、シンガポールで独自に該非判定作業が必要となる。こうした手間を回避するため、Security Trade Controlに該当する恐れのある製品は、シンガポールからの輸出が生じない物流ルートを利用している。物流ハブとして高い機能を有するシンガポールが使えないのは、商物流網構築の足かせとなる。	継続	・Security Trade Controlの国際基準への統一化。				
2	日機輸	輸出管理該非 判定情報取得 の煩雑	・同じワッセナー等のリストを使いつつ、微妙に適用方法や適用時期が国ごとに異なる。よって国境を越えるたびに新たな該非判定情報が必要となるというのが負担。	継続	・国をまたがる、ワッセナー基準での 該非判定情報の整備。 (例えば、CISTECのグローバル版)				
5. 税制									
1	日機輸	国際最低課税 制度の導入に よる最低法人 税率の引上げ	・シンガポールの法人税率は17%であるものの、寄付を含む政府への協力を要件として、トレードビジネスに対して10%の軽減税率が適用されるGlobal Traders Program(GTP)が当社現地法人に適用されている。然しながら、最低法人税率を15%とする国際最低課税制度が2024年度から日本で導入されることとなった。これにより、会社の所在国に関わらず実質的な法人税率は15%以上となる。なお、シンガポールでの同制度の導入は2025年度を予定している。同制度の導入によりシンガポールでの税メリットが希薄化することとなるが、シンガポール政府は補助金の拠出等によるサポートを検討中。	継続	・優遇税制のステータスを保持している会社に対しては、国際最低課税制度の導入に伴う税メリット希薄分の補助金等によるサポートが受けられると有難い。	・国際最低課税制度 ・GTP(Global Traders Program)			
2	日機輸	個人所得税申 告の複雑・不 明瞭	・個人所得税の申告フォームが複雑でわかりづらく、作成に時間がかかる。	継続	・フォームの簡素化。				

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法		
6. 雇用								
1	日鉄連	シンガポール人優先雇用政策と外国人労働者の雇用規制	・2016年より、シンガポール人の雇用促進及び役職の高度化を狙って政府が外国人就労ビザ(以下、EP: Employment Pass)発給を厳格化。EP発給を管轄するMinistry of Manpower(以下MOM)は、外国人比率の高い企業を「Whatchlist企業(=ブラックリスト)」として認定し、外国人に対するEPの発給を滞らせた。(Whatchlist企業となった場合、従来はEP申請から2週間ほどで取得出来たが6ヵ月程掛かるケースもあり。)当社も2016年12月~2017年10月までWatchlist企業と認定された。現在は、シンガポール人の雇用促進やインターンの受け入れなどを実施する事でWatchlist企業から除外されたものの、明確な除外理由が不明なため現在も不安な状況が継続。	継続	・EPの円滑な支給。 ・或いは、Watchlist企業となること やWatchlistから除外される為の諸条 件(外国人比率%等)ルールの明確 化。			
2	電機工	シンガポール 大優先軍 大優と外国 大優を外の雇用規制	・ビザ取得、労働者の雇用について、以下の問題がある。 ー年々厳しくなってきた外国人就労ビザの条件が、2020年からさらに厳格化された。 ー高度専門職向けビザであるEP取得には大卒の20代後半で6,500ドル以上必要となり、若手社員のシンガポールへの派遣が本当に難しくなった。 ー中級技能者向けビザであるS-passも若干ではあるが最低給与額が引き上げられ、さらにEP同様に求人サイトへの広告が義務付けられた。 ーシンガポール人優先雇用政策が拡大される一方で、シンガポール人はホワイトカラーの職種を選ぶ傾向が強い。いわゆる3Kと呼ばれるようなきつい仕事やサービス業などはやりたがらないか、採用してもすぐに辞めてしまう。それにも拘わらず同じ規制(シンガポール人の優先雇用、高いビザ要件)というのは不合理に感じる。当社では電気機器の製造や工事、試験などを行っているが、求人してもシンガポール人は来てくれないため、外国人を採用せざるを得ない。 -2023年9月からCOMPASS制度が始まり、外国人比率の高い企業はさらに駐在員の派遣や外国人の採用が困難になる。	新規	・ビザの要件である給与額はせを含めたまではではなる、、	• Refer to Ministry of Manpower at http://www.mom.gov.sg • Fair Consideration Framework		
3	日機輸	シンガポール 人優先雇用政 策と外国人労 働者の雇用規 制	・シンガポール政府は、引き続き外国人人材を歓迎しているが、外国人人材 の移民および雇用政策をますます強化している。シンガポールは熟練労働者 の不足に直面しており、入国管理と雇用政策の強化により、採用活動は困難 であり、企業は人件費の上昇を管理し、それに直面する必要がある。	変更	・シンガポールにおける製造コストと 人件費の上昇を製造会社が維持できる よう、外国課税を見直し、引き下げ る。			
4	日化協	人材確保の困難	・シンガポール人の継続的な人材確保が難しい。 ①給与が高騰している。特に、IT関連のスタッフの給与が高く、採用するのが難しい。 ②ジョブホッピングの文化のため、長く同じ会社に勤める文化が弱いと感じる。	継続	・シンガポール人の採用が難しい場合、外国人労働者の採用枠に関して、 柔軟な対応をお願いしたい。			
5	電機工	エンジニア確 保の困難	・家族を母国に残しシンガポールに働きに来ているエンジニアが帯同を希望しても、給与・ビザの規制で連れて来られない。(月額固定給SGD6,000以上などの要件)それが原因(断念して)となり結果離職或いは採用断念してしまうケースがある。シンガポール人のエンジニア(工場、工事現場)希望者は少ないため外国人(インド・ミャンマー・フィリピン等)を採用せざるを得ないため事業継続に影響が出る。	新規	・際限なく許可できないのは理解していますが、「政府系プロジェクト従事」などの特例を作っていただきたい。			
7. 駐在員・	7. 駐在員・出向者等に関する問題							
1	日機輸	就労ビザ取得 手続の厳格化	・シンガポールにおける外国人材の更なる高度化、ローカル人材の雇用推進を目的として、ビザ発給の新要件COMPASS(Complementarity Assessment)が2023年9月より導入された。 COMPASSは、6項目に分かれるポイント制度になっているが、これまでの発給要件よりも、現地法人におけるローカル人材の雇用割合を厳しくみるようになり、出身大学の条件厳格化、最低賃金の引上げも実施されている。足元シンガポールでは、インフレも背景のひとつとして、ローカル人材を雇用する際の給与が上昇傾向にあり、ローカル人材確保のハードルも上がって	新規	・COMPASSにおけるローカル人材雇用や、外国人労働者の最低賃金に関して、条件が緩和されれば有難い。	· Complementarity Assessment		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			いる状況。 過去数年間においてもEP取得はハードルが上がっていたが、COMPASSの導 入により益々厳格化しかねず、当社駐在員(特に若手)のローテーションにも 影響を及ぼしかねない。			
2	電機工	就労ビザ取得 手続の厳格化	・2023年9月に導入されたCOMPASS(更新は2024年9月から)により、 従来の給与、学歴だけでなく、国籍比率、ローカル雇用率がビザ要件に追加 され、駐在員のビザ取得、更新が困難になった。とくに小中規模(従業員数 30人~300人程度)の企業にとって影響が大きい。	新規	・各要件でポイントを獲得する基準を 緩和いただきたい。例えば国籍比率は 現在25%以下、ローカル雇用率は業種 によって異なるが概ね70%以上でない と基準をクリアできない。	· https:// www.mom.gov.sg/ passes-and-permits/ employment-pass/ eligibility
3	医機連	就労ビザ取得手続の厳格化	・2020年9月より就労ビザ(EP:Employment Pass)の取得要件が厳し目に変更となっており、海外への人材派遣にあたり、新規・更新いずれの場合も制約が増えハードルが高まっている。	継続	・取得要件緩和の働きかけを要望する。	• Tightening of Work Pass Requirements https:// www.mom.gov.sg/ newsroom/press- releases/2020/0827- tightening-of-work-pass- requirements
4	日機輸	就労ビザ取得 手続の厳格化	・外国人に対するワークパミッションの発給が厳しく、必要なポジションに 対しての組織マネジメントに支障が生じている。 学歴や賃金要綱が基準以上に厳格化され、若くて優秀な人材の戦略的配置が 困難。	継続	・アフターコロナにおける、外国人向 けビザ発給の適正化。	
5	印刷機械	就労ビザ取得手続の厳格化	・外国人就労ビザ取得のハードルが年々高くなっている。シンガポール人の 雇用を優先するために日本駐在者を雇用する前に、シンガポール人を応募す る期間が28日があり、直ぐに駐在員を交代することが難しい。 また、EP(Employment Pass)の給与水準が年々上げられている。2011 年にSGD 2,500からSGD 4,500になり、若手駐在員を派遣したい場合、難 しくなってきた。	継続	・日本本社から駐在員を発遣する場合、規制を緩和する。	· Ministry of Manpower
6	日機輸	就労ビザ取得 手続の厳格化	・あるプロジェクトに関して、シンガポールでは該当技術を持つエンジニア がおらず、日本からのエンジニア受け入れが必要であったが、従来の Employment Passの条項を該当エンジニアが満たしておらず、就労ビザ取 得が困難であった。	新規	・プロジェクト期間中のプロジェクト 関係者のための就労を可能にするよう なビザスキームが必要。	・COMPASS (Employment Passの審査 に新たなポイント制度)
7	日機輸	次世代人材向 けの就労ビザ スキームの不 在	・シンガポールはグローバル人材の受け入れに適した東南アジアの人材ハブであり、日立本社の次世代人材の育成に適しているが、従来のビザスキームでは若手人材のビザ取得が困難。	新規	・現行のビザスキームに縛られること なく、シンガポールへのキャリアロー テーションを推進するような就労ビザ が必要。	・ COMPASS(Employment Passの審査に新たなポイン ト制度)
8	日機輸	COMPASSに おけるTop大学 の定義拡大	・Employment Pass取得のために、2023年9月から導入された、COMPASSは主に4つの軸で条件がある。そのうちの1つである「学歴」は、Top大学であれば20点、大卒以上であれば10点、それ以下は0点となる。 - 現時点で、日本でTop大学と認められているのは東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学、東京工業大学の5大学のみ。 - 短期大学、高専卒は大卒とみなされず、10点取得できない。	新規	・Top大学と認められる日本の大学を増やして頂きたい。 ・短期大学・高専卒も10点の取得対象として頂きたい。	· 人材省 https:// www.mom.gov.sg/ passes-and-permits/ employment-pass/ eligibility
9	日機輸	企業内転勤者 (ICT)への規制 強化	・2020年11月より、企業内転勤者(ICT)と申告して就労ビザの発給を受けた場合、該当する条約上で家族の帯同が保証されていない限り、Dependant's Pass (IDP) の申請ができない。 5年までの年数制限があり、その後シンガポール国内での転職やPermanent Residence申請は困難になる。シンガポールとの二国間FTAにて上記DPの発給が保証されている国に限り、DP発給は継続されているが、日本のFTAは該当しない。	継続	・Japan-Singapore Economic Partnership Agreementにおける、 ICTによるEmployment Pass取得者 の帯同家族に対するDependent Pass 発給についての明記。	・正式な通達のないまま、申 請システム上、DPの申請が 停止された。
10	日機輸	家族帯同条件 の厳格化	・2018年1月より、就労ビザ(Work Pass)を持つ外国人の家族帯同条件 (収入条件)が、月収6,000SGD以上となった。	継続	・当該要件を撤廃して頂きたい。	・人材省

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11	日機輸	家族帯同条件の厳格化	・2019年2月より、12歳以下の子供の滞在ビザを申請する際、ジフテリア及び麻疹ワクチンの接種が済んでいることを必須とし、それを証明する書類の提出を義務づけられた。 ージフテリアの予防接種は日本では最低20日間隔だが、シンガポールでは4週間隔が義務付けられている。 ー4週末満間隔の接種履歴がある場合、個別に保健省への説明が必要であり、特に承認に時間を要する。2021年11月以降承認が滞っており、書類不備等の無いケースで3ヵ月程度時間を要するケースが現地日本大使館へ複数報告されている。	継続	・申請手続き全体の簡素化・迅速化して頂きたい。	・保健省
12	日機輸	帯同家族のビ ザ申請への卒 業証明書要求	・家族帯同時、配偶者のビザ申請用に卒業証明書が求められる場合がある。	継続	・帯同家族のビザなので本人のビザを もとに発行頂くことをして頂きたい。	
8. 知的財産	─└ E制度運用		1		'	
1	製薬協	医薬品分野で 期待できない 知財保護 一国出願義 務、 延長)	・特許法34条の第一国出願義務の対象("resident in Singapore"の定義、その判断時)が不明確で、かつその違反が刑事罰対象にもなっているため、確認および安全を見越した手続き等のために時間と作業を要している。また、特許期間延長制度があるが、新薬の販売承認申請日と承認日の間隔が2年を越えることが条件とされているため(特許規則51A(5)(b)(ii))、実際に延長登録された例はほとんどない。	継続	・第一国出願義務の撤廃または簡素 化、および刑事罰の対象から除外して 頂きたい。 ・臨床試験期間も含めて2年を越える とするか、2年の足切を撤廃して頂き たい。	·特許法34条 ·特許法36A条
9. 工業規格	・基準・安全	 認証				
1	医機連	医療機器の許認可申請手続 の煩雑・遅延	・医療機器の許認可申請後のシンガポール保健科学庁(HSA: Health Sciences Authority)からの照会は、最初に全ての照会事項が提示されるのではなく、毎回異なる内容の照会が入るため、やり取りの回数も多くなり、認可まで時間が掛かる。また、照会に回答しても、新たな照会が入るため、終わりが見えず忍耐力が必要。	継続	・最初に全ての照会事項を提示し、追加の照会は回答内容によるものとして 欲しい。	・HSAによる審査方法
2	製薬協	医薬品評価の 不透明・遅延	・製品の性質や技術革新、国の治療インフラ全体へのインパクトではなく、コスト抑制に強い重点が置かれている。薬剤価格決定基準の透明性も欠如している。現在の市場構造は革新的な医薬品を評価する目的に適しておらず、Car-Tや遺伝子治療のような革新的な治療法については、サポートされていない。また、多くのがん治療製品において、既存の枠組みはイノベーションを軽視しており、多くの場合、企業が特殊なニッチがん治療製品を発売することは商業的に実現不可能である。	継続	・革新的な医薬品が適切に評価される"薬剤価格決定基準の設定・透明性の確保および市場構造への変革"を希望する。	
3	製薬協	医薬品評価の 不透明・遅延	・現在は抗腫瘍薬にfocusしており、その他領域の薬剤の評価は遅く、既存の枠組みはイノベーションを軽視されている。 抗がん剤は医薬品リスト(CDL)に掲載されるためには価格を下げざる負えない状況である。今後は抗がん剤以外にも拡大されるとの予測があり注視が必要。	継続	・医療技術評価機関であるThe Agency for Care Effectiveness (ACE)での候補品選定プロセスの透明 化、ACEと業界団体との対話機会を増 やしていただくことなどを希望する。	
4	日機輸	技術仕様用件の不明確	・機械の技術仕様に関する現地の要件を調べて追跡するのが難しい。	継続	・チェックと追跡のために、Webサイトに記載されている機械の明確な技術 仕様要件を示す必要がある。	
10. 環境問	題・廃棄物処理	─ 里・炭素中立関連の	, 諸規制	<u>'</u>	1	
1	日機輸	締約国のストックホルム 条約審議途上 での独自規制 の前倒し	・シンガポールやスイスなどのストックホルム条約批准国が、COPで廃絶勧告され国連事務総長がレターを発行する前段階のPOPRC最終段階において、 突如、早期に前倒しで規制を行う場合が散見される。	新規	・少なくとも条約批准国は条約の審議 の流れに関うに要望いただきたい。産業 守頂くように要望いただきたい。産業 界は条約の審議状況に応じて、サプラ イチェーンへの連絡や製品への含有規 制をコントロールしているため、逸脱 した動きに困惑また、対応に苦慮して	・ストックホルム条約

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法		
					いる。都度、当局へ意見書を送付しているが、認められる場合とそうでない場合があり、個別対応を強いられるなど、過剰な対応を迫られることとなる。			
15. 新型感染	⋭症に起因する	問題						
1	日機輸	入国にかかる ワクチン接種 要件の不合理	・新型コロナの水際対策として、外国人の入国にはワクチン接種が義務付けられている。しかし、規定回数のワクチンを接種済であっても、シンガポールと日本のワクチン接種の運用の違い等により日本人が入国できなかったり、必要以上にワクチンを追加接種する必要が生じるケースが発生している。シンガポールのルールでは、モデルナ製ワクチンは24日以上の間隔を空けて2回の接種を行わないと「ワクチン接種完了」とみなされない。一方で日本の職域接種に関する厚生労働省のガイドラインは、モデルナワクチンの接種間隔は20日以上であり、既に2回のワクチン接種済であるもののシンガポールの接種間隔要件を満たさず、入国できない者が複数名発生している。	継続	・ワクチン接種の入国要件化に際しては、国ごとのワクチン接種間隔の差を考慮して頂きたい。 ・また、シンガポール国内での「ワクチン接種完了」の認定基準と外国人の入国要件を統一して頂きたい。	• 保健省		
99. その他	99. その他							
1	日化協	電気料金の高騰	・【〇】 一年毎に契約している電気料金が2倍に高騰し、当社の利益を大きく圧迫して いる。	継続	・LNG発電に依存するシンガポールの 電気料金は、原油価格に大きく左右さ れている。政府主導による代替エネル ギー開発、企業への補助金等を進めて 頂きたい。			